

令和 3 年 6 月

# 第二回定例会議案

【経済観光局関係分扱粹】

熊 本 市



## 目 次

|                    |                                                         |    |
|--------------------|---------------------------------------------------------|----|
| 議第 165 号           | 専決処分の報告について（令和3年度熊本市一般会計補正予算）                           | 1  |
| 議第 171 号           | 熊本市附属機関設置条例の一部改正について                                    | 9  |
| 議第 172 号           | 熊本市税条例等の一部改正について                                        | 11 |
| 議第 173 号           | 熊本市手数料条例の一部改正について                                       | 19 |
| 議第 174 号           | 熊本市墓地条例の一部改正について                                        | 21 |
| 議第 175 号           | 熊本市納骨堂条例の一部改正について                                       | 25 |
| 議第 176 号           | 熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                    | 29 |
| 議第 177 号           | 熊本市病院事業条例の一部改正について                                      | 33 |
| 議第 178 号           | 熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について               | 35 |
| 議第 179 号           | くまもと森都心プラザ条例の一部改正について                                   | 37 |
| 議第 180 号           | 熊本市自転車駐車場条例の一部改正について                                    | 41 |
| 議第 181 号           | 熊本市都市公園条例の一部改正について                                      | 43 |
| 自議第182号<br>至議第199号 | 市道の認定について（18路線）                                         | 45 |
| 議第 200 号           | 熊本市及び合志市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について                  | 47 |
| 議第 201 号           | 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について | 49 |
| 議第 202 号           | 訴えの提起について（土地の明渡し等に係る請求事件）                               | 51 |

|          |                                                      |    |
|----------|------------------------------------------------------|----|
| 議第 203 号 | 工事請負契約締結について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その10）） .....     | 53 |
| 議第 204 号 | 工事請負契約締結について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その11）） .....     | 55 |
| 報第 17 号  | 予算繰越計算書について（令和2年度熊本市一般会計・特別会計予算繰越明許費繰越計算書） .....     | 57 |
| 報第 18 号  | 予算繰越計算書について（令和2年度熊本市一般会計予算事故繰越計算書） .....             | 65 |
| 報第 19 号  | 予算繰越計算書について（令和2年度熊本市水道事業会計予算繰越計算書） .....             | 69 |
| 報第 20 号  | 予算繰越計算書について（令和2年度熊本市下水道事業会計予算繰越計算書） .....            | 71 |
| 報第 21 号  | 予算繰越計算書について（令和2年度熊本市交通事業会計予算繰越計算書） .....             | 75 |
| 報第 22 号  | 専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）1号トンネル新設工事請負契約の変更） ..... | 79 |

議 第 165 号

令和 3 年 6 月 7 日提出

専決処分の報告について

令和3年度熊本市一般会計補正予算を次のように専決処分したので、報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大 西 一 史

(提出理由)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急的な対応に必要な経費について、所要の専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、市議会の承認を求めるものである。

令和3年度熊本市一般会計補正予算

令和3年度熊本市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296,375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ378,450,379千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

|         |             |         |             |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 歲 出 合 計 | 378,154,004 | 296,375 | 378,450,379 |
|---------|-------------|---------|-------------|

# (1) 歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

| 款      | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|--------|-------------|---------|-------------|
| 80 繰越金 | 2,302,750   | 296,375 | 2,599,125   |
| 歳入合計   | 378,154,004 | 296,375 | 378,450,379 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款      | 補正前の額       | 補正額     | 計           | 補正額の財源内訳 |       |     |         |
|--------|-------------|---------|-------------|----------|-------|-----|---------|
|        |             |         |             | 特定財源     |       |     | 一般財源    |
|        |             |         |             | 特        | 国県支出金 | 地方債 | その他     |
| 40 商工費 | 8,196,147   | 296,375 | 8,492,522   |          |       |     | 296,375 |
| 歳出合計   | 378,154,004 | 296,375 | 378,450,379 |          |       |     | 296,375 |

(単位：千円)

2 歳 入

| (款) 80 繰越金 |  | (項) 10 繰越金 |         |           |           |         |   |
|------------|--|------------|---------|-----------|-----------|---------|---|
| 目          |  | 補正前の額      | 補正額     | 計         | 節         |         | 明 |
|            |  |            |         |           | 区 分       | 金 額     |   |
| 10 繰越金     |  | 2,302,750  | 296,375 | 2,599,125 | 10 前年度繰越金 | 296,375 |   |
| 計          |  | 2,302,750  | 296,375 | 2,599,125 |           |         |   |





くまもと森都心プラザ条例の一部改正について

くまもと森都心プラザ条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

くまもと森都心プラザ条例の一部を改正する条例

くまもと森都心プラザ条例（平成 22 年条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を創造し発信するとともに、人材及び地域の産業を育成する」を「の創造及び発信並びに人材及び地域の産業の育成をするとともに、地域における子育て支援を推進する」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 3 号」を「第 4 号」に、「第 5 号」を「第 6 号」に改める。

第 4 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 子育て支援に関すること。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（地域子育て支援拠点事業の利用者の範囲）

第 4 条の 2 前条第 4 号の事業を利用することができる者は、熊本市立地域子育て支援拠点施設条例（平成 14 年条例第 27 号）第 4 条各号のいずれかに該当するものとする。

第 5 条第 1 項中「については、次条第 3 項」を「にあつては次条第 3 項の規定、スモールオフィスを使用しようとする者にあつては第 6 条の 2 第 2 項において準用する次条第 3 項」に改める。

第 6 条第 6 項中「更新は、」の次に「1 回につき 1 年を超えない範囲内で、」を加え、

同条の次に次の１条を加える。

（スモールオフィスの使用者の範囲等及び使用期間）

第６条の２ スモールオフィスについては、本市における創業に関する社会的気運の醸成に寄与することが期待される革新的な技術又は手法を有する事業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するもののうち、市長が適当と認めるものに限り使用することができる。

- (1) スモールオフィスの使用を開始する時点で事業を行っている者であること。
- (2) スモールオフィスからの退去後も本市において事業を行う計画を有する者であること。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがない事業を行う者であること。
- (4) 前３号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当する者であること。

２ 前条第２項から第６項までの規定は、スモールオフィスの公募の手続及び使用期間について準用する。この場合において、同条第４項中「１年以内」とあるのは、「２年以内」と読み替えるものとする。

第７条第３号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第８条第１項に次の１号を加える。

- (6) スモールオフィスの使用の許可については、第６条の２第１項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

第９条第２項中「別表第２及び別表第３に定める」を「施設等の」に改め、同条第３項中「別表第２又は別表第３に規定する」を「施設等の」に改める。

第２１条第１号中「規定」の次に「及び第６条の２第２項において準用される第６条第３項の規定」を加える。

別表第１ 創業支援室の項の次に次のように加える。

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| スモールオフィス | １平方メートル当たり１月につき<br>２，８００円 |
|----------|---------------------------|

別表第２ (1) ホール、多目的室及び会議室使用料の表中「９，８００円」を「１０，７００円」に、「１４，６００円」を「１６，０００円」に、「１９，６００円」を「２１，５００円」に、「１１，７００円」を「１２，８００円」に、

「17,600円」を「19,300円」に、「23,500円」を「25,800円」に、「3,600円」を「3,900円」に、「4,700円」を「5,100円」に、「5,700円」を「6,200円」に、「2,400円」を「2,600円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「3,700円」を「4,000円」に、「3,100円」を「3,400円」に、「3,800円」を「4,100円」に、「2,600円」を「2,800円」に、「3,400円」を「3,700円」に、「4,100円」を「4,500円」に、「1,900円」を「2,000円」に、「2,500円」を「2,700円」に、「1,600円」を「1,700円」に、「2,100円」を「2,300円」に改め、別表第2(2)託児室使用料の表中「1,800円」を「1,900円」に改める。

別表第3(1)冷暖房設備使用料の表中「2,000円」を「2,200円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 くまもと森都心プラザの指定管理者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後の施設等（この条例による改正後のくまもと森都心プラザ条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の施設等をいう。次項において同じ。）（スモールオフィスを除く。）の使用について、新条例の規定の例により利用料金を徴収するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日前において、施行日以後の施設等の使用の申請をしていた者に係る利用料金については、なお従前の例による。

##### (施行前の使用許可等に関する特例)

- 4 くまもと森都心プラザの指定管理者は、施行日前においても、新条例第5条、第6条の2、第7条、第8条第1項及び第22条第5項の規定の例により、スモールオフィスの使用許可等に関し必要な行為を行うことができる。

##### (提出理由)

くまもと森都心プラザが行う事業を追加するとともに、施設等の使用料の改定等  
をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。